

山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン管理運営要領

1 目的

この要領は、山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン管理の委託業務について、利用に供する施設が快適かつ有効に活用され、森林・林業に関する普及啓発という施設設置の目的が果たされるよう必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

「森の教室」等普及啓発ゾーンは、森林総合研究所施設の一環として、ここで得られた試験研究・技術開発の成果等を含め、広く一般県民に森林・林業・木材等に関する普及啓発を図り、これらに対する理解を深め、ひいては林業の振興につながるよう管理運営するものとする。

このため、職員は細心の注意を払って指導助言を行うとともに、施設の安全管理について、善良なる管理義務を負うものとする。

3 利用日・時間

月曜日及び休日の翌日（ただし、この日が休日または日曜日である場合、4月29日～5月5日及び7～8月の間を除く）を除く毎日。

ただし、12月29日～1月3日は、休館とする。

利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

森林総合研究所長が特に必要と認める場合は、これにかかわらず利用させることができる。

4 利用の許可等

団体等で施設を利用しようとする者は、「団体利用許可申請書」（様式1）により申請し、森林総合研究所長の許可を受けなければならない。

利用にあたっては職員の指示に従うものとする。

個人で施設を利用するものは、備え付けの「利用者名簿」に記入し、職員の指示に従うものとする。

5 利用の制限等

利用者が次の各号に該当すると認められたときは、利用を許可しないか、停止もしくは制限することができる。

- (1) 施設設置の目的から外れた利用であるとき。
- (2) 利用することが危険であると認められたとき。
- (3) 他の利用者に著しく迷惑をかけ、または、そのおそれがあるとき。

- (4) 許可の条件に違反したり、職員の指示に従わないとき。
- (5) その他施設の管理運営上、支障があると認められるとき。

6 利用者の義務

施設を利用しようとする者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 危険な遊びや行為を行わない。
- (2) 他の利用者に著しく迷惑をかける行為を行わない。
- (3) ペットは連れ込まない。
- (4) ごみは屑箱へ入れるか持ち帰る。
- (5) 決められた場所以外では喫煙しない。
- (6) 決められた場所、決められた方法以外の火の使用をしない。
- (7) 急病や事故が発生したときは、速やかに職員に申し出る。
- (8) 施設を破損したり植栽木を傷つける行為をしない。
(*故意または重大な過失により施設等を破損した場合、修理や補充・補植に要した経費を負担させることができる。)
- (9) 指定された場所以外へ車やバイクを乗り入れない。

7 施設の維持管理と安全対策

施設の維持保全、環境美化及び利用者の安全確保を図るため、次の管理業務を行う。

- (1) 施設設備の点検・巡視は毎日行う。
- (2) 便所は常に清潔を保つよう清掃する。
- (3) 施設の管理保守のうち、専門的な技術を必要としたり、特殊な資格等を必要とするものについては、業者に委託して行う。
- (4) 万一の事故に対処するため、施設入場者障害保険に加入する。

8 附則

この管理運営要領は、令和6年3月1日から施行する。

(様式1)

山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン団体利用許可申請書

令和 年 月 日

山梨県森林総合研究所長 殿

団体利用責任者

住 所

氏 名

印

次のとおり、山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーンを利用したいので山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン管理運営要領4の規定により申請します。

1 団体名

2 引率責任者 住 所

氏 名

TEL ()

3 利用場所

4 利用日時 令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分

5 利用目的及び内容

6 利用人員 名 (大人 名、小人 名)

7 その他

令和 年 月 日

申請者 殿

山梨県森林総合研究所長

山梨県森林総合研究所「森の教室」利用許可証

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の条件を附して許可します。

条件 1 山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン管理運営要領に定める事項を遵守すること。

2